

ソフトバンク版スマートフォン内線サービス契約約款

個別規程（キッティング代行）

株式会社メドコム
2023年7月1日現在

第1条（規程の適用）

株式会社メドコム（以下「当社」といいます）が提供する「キッティング代行」（以下「本サービス」といいます）は、この「個別規程（キッティング代行）」（以下「本規程」といいます）に従って提供されます。お客様が本規程に同意されない場合、本サービスの利用を申込みことはできません。

第2条（規程の変更）

当社は、第15条（通知）の定めに従って予め契約者に通知することにより、本規程等を変更する場合があります。この場合、別段の定めのない限り、変更日より変更後の本規程が適用されます。

2 前項の通知後に、契約者が本規程に基づく本サービスを利用した場合又は当社が定める期間内に本サービスに関する契約を解除しなかった場合には、契約者は、本規程等の変更に同意したものとみなします。

第3条（用語の定義）

本規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとおりとします。

本契約	本規程に基づく本サービスの利用に関する契約をいいます。
対象端末	契約者が当社から新たに提供された端末（当社が別に定める機種に限ります）であって、契約者が本サービスを利用する端末として指定したものをいいます。
対象回線	当社が一般規程及び個別規程（通信回線）に基づき提供する電気通信役務にかかる回線のうち、契約者が本サービスを利用する回線として指定したものをいいます。
モバイルデバイス管理	当社が個別規程（モバイルデバイス管理機能）に基づき提供するサービスをいいます。

第4条（本サービスの内容）

本サービスは、当社が対象端末にかかる初期設定等を行うサービスです。なお、本サービスの内容の詳細は、申込みの都度「キッティング代行設定項目一覧表」に定めるものとします。

2 本サービスの提供場所は、日本国内に限るものとします。また、本サービスは、日本語のみに対応しています。

第5条（本契約の申込み・承諾）

本契約の申込みを行う場合、当社が別に定める「スマートフォン内線サービス利用申込書」（以下、「利用申込書」という）を提出するものとします。なお、利用申込書が当社に提出された時点で、申込者が本規程の内容を承諾したものとみなします。

2 本契約をお申込みいただくことができるのは、当社が別に認めた場合を除き、次の各号を全て満たすお客様に限ります。

(1) 当社との間で「スマートフォン内線サービス契約約款一般規程」及び「スマートフォン内線サービス契約約款個別規程（通信回線）」に基づく契約を締結していること。

(2) 前号の契約に基づき、対象回線を指定していること。

3 当社は、第1項に基づく申込みがあった時は、当社の判断でこれを承諾するものとします。なお、当社の承諾をもって、本契約の申込みを行った者（以下「申込者」といいます）と当社との間で本契約が成立するものとします。

4 当社は、申込者が次の各号のいずれかに該当すると判断した場合は、第1項の申込みを承諾しないことがあります。

- (1) 利用申込書の記載内容に虚偽又は不備があると当社が判断したとき
- (2) 本規程若しくは当社との間の他の契約に違反し、又は違反するおそれがあるとき
- (3) 当社の業務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
- (4) その他当社が不相当と判断したとき

5 当社は、第1項に基づき提出された利用申込書記載の内容を確認するための書類の提示又は提出を申込者に求める場合があり、この場合、申込者はこれに応じるものとします。

6 申込者は、本サービスの利用にあたり必要となる対象回線及び対象端末に関する情報の登録、その他当社が別に指定する作業を利用申込書提出前までに実施するものとし、対象回線を追加する場合も同様とします。なお、契約者が当該作業を怠ったことにより損害が生じた場合であっても、当社は一切責任を負わないものとします。

7 当社は、申込者が第2項に定める条件を満たすものとして本契約の申込みを承諾した場合であっても、その後当該条件を満たさないことが判明した場合、本契約を解除することができるものとします。

第6条（契約者の義務）

契約者は、当社が本サービスを適時かつ安全に提供することができるよう当社の要請する処置を講ずるものとします。

2 本サービスの提供に伴うデータの破棄又は消失等の備えについては、契約者が自己の費用と責任でデータの移行作業又はデータバックアップ等の適切な処置を講じるものとし、これらの情報が何らかの事情により利用できなくなった場合であっても、当社は一切責任を負わないものとします。

3 契約者は、当社が契約者に対して本サービスを提供するため、契約者のモバイルデバイス管理にかかる管理ツールに当社及び当社の業務委託先がログインすることに承諾いただきます。

第7条（利用者からの同意）

契約者は、本サービスの提供を受けるに際し、利用者の個人情報その他対象端末又は対象回線に係る情報が当社及び当社の業務委託先へ提供されることを利用者へ周知するものとします。

2 本サービスの利用に関し、契約者と利用者その他の第三者との間で問い合わせ、損害、紛争が発生した場合は、契約者が自己の費用と責任により当該紛争等を処理、解決するものとし、当社は一切の責任を負わないものとします。また、契約者による本サービスの利用に関して利用者その他の第三者と当社との間で紛争等が発生し、当社に損害が生じたときは、契約者は、その損害を賠償しなければならないものとします。

第8条（禁止事項）

契約者は、本サービスのご利用にあたり、次の各号に定める行為をしてはならず、また、利用者にさせてはならないものとします。

- (1) 本サービスの利用申込書に記載の事項等につき、虚偽の事実を当社に届け出る行為
- (2) 本サービスを不正の目的をもって利用する行為
- (3) 当社又は第三者の著作権その他の権利、財産、プライバシーを侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為
- (4) 当社又は第三者に不利益若しくは損害を与える行為又はそのおそれのある行為
- (5) 当社設備に不正にアクセスすること、過度な負担を与えること、本サービスを不能にすること、その他本サービスの提供及びその運営に支障を与える行為又はそのおそれのある行為
- (6) 犯罪的行為若しくは犯罪的行為に結びつく行為又はそのおそれのある行為
- (7) その他法令又は本規程に違反する行為又は違反するおそれのある行為
- (8) その他当社が不適切と判断する行為

第9条（本サービスの利用料金）

契約者は、本サービスの利用料金（以下「本サービス利用料」といいます）を、本サービスの利用に伴い発生する通信料及びその消費税相当額（以下総称して「本サービス利用料等」といいます）について、当社が指定した法人の指定する方法により当社が指定した法人に対して支払うものとします。

3 当社が別に定める場合を除き、本契約が解除された場合等であっても、契約者は、本サービス利用料等を

当社が指定した法人に対して支払うものとし、また、当社が指定した法人は、別に定める場合を除き、いかなる場合でも契約者から既に支払われた本サービス利用料等を返還することはありません。

第10条（本サービス料のお支払い）

当社が指定した法人は、前条に基づき算出された本サービス利用料を翌月の契約者名義のスマートフォン内線サービス利用料に付加して契約者に請求するものとし、契約者は当社又は当社が指定した法人が定める支払期限までに当該料金を支払うものとし、

第11条（本サービスの提供中止）

当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、本サービスの全部又は一部の提供を中止することがあります。

- (1) 本サービスに係るシステムの保守・点検を行う場合。
- (2) 火災・停電等の事故、地震・洪水等の天災、戦争、暴動、労働争議等により、本サービスの提供ができない場合。
- (3) 本サービスに係るシステムの障害等により、本サービスの提供ができなくなった場合。
- (4) 前各号に掲げるほか、当社が本サービスの提供の一時停止又は中止が必要と判断した場合。

2 当社は、前項の規定により本サービスの全部又は一部の提供を中止する場合、その旨を契約者に通知します。但し、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

第12条（本サービスの停止）

当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当する場合には、本サービスの全部又は一部の提供を停止することがあります。

- (1) 本規程のいずれかに違反したとき。
- (2) 当社が定める支払期日を経過してもなお本サービス利用料等又は当社と契約を締結している若しくは締結していた他の電気通信サービスに関する料金その他の債務を支払わないとき（支払期日を経過した後、金融機関等において支払われた場合であって、当社がその支払の事実を確認できないときを含みます）。
- (3) 当社に対して虚偽の届出又は通知をしたとき。
- (4) 第三者の本サービス利用に支障を与える又はそのおそれがある行為があったとき。
- (5) その他当社の業務遂行上支障があると当社が判断したとき。

2 当社は契約者に対し、前項の規定により本サービスの提供を停止する場合は、事前にその理由、停止日及び期間を通知します。但し、緊急やむを得ないときは、この限りではありません。

第13条（本サービスの変更、追加、廃止）

当社は、自己の都合により、契約者に事前に通知することなく、本サービスの変更、追加、又は本サービスの一部の廃止をすることがあります。また、第15条（通知）に定める方法に従い1ヶ月以上の予告期間において本サービスの全部の廃止をすることがあります。なお、本サービスの全部が廃止された場合は、廃止日をもって本契約は終了するものとし、

2 本サービスの変更、追加、又は本サービスの一部の廃止が契約者に重大な影響を及ぼすと当社が判断した場合は、当社は予めその変更、追加又は廃止の内容について契約者に通知するものとし、

第14条（契約の解除）

当社は、契約者が本規程に定める契約条件のいずれかに違反した場合、本規程に別途定める場合を除き、違反是正期間として10日程度の相当期間を定めて契約者に対し債務の本旨に基づく履行をなすよう催告し、当該期間内に履行がなされない場合、当該期間の経過をもって当然に本契約の全部又は一部を解除し、被った損害の賠償を請求することができるものとし、

2 当社は、契約者が以下の各号のいずれかに該当する場合、何らの通知又は催告を要せず、ただちに本契約の全部又は一部を解除し、被った損害の賠償を請求することができるものとし、

- (1) 本規程のいずれかの条項に違反したとき
- (2) 正当な理由なく本契約に基づく義務を履行する見込みがないと認められるとき

- (3) 自らにつき支払の停止があったとき、支払不能の状態に陥ったとき、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立てがあったとき、手形交換所の取引停止処分を受けたとき、又は自らを債務者とする仮差押え、保全差押え若しくは差押えの命令、通知が発送されたとき
- (4) 当社に重大な危害又は損害を及ぼしたとき
- (5) その他、本契約を継続できないと認められる相当の事由があるとき

第15条（通知）

当社から契約者に対する通知については、本規程に別段の規定がない限り、当社ホームページへの掲載、又はその他当社が適当と判断する方法により行うものとします。

2 当社から契約者に対する通知は、当社が別に定める場合を除き、当社が前項に基づき通知した日に効力を生じるものとします。

3 契約者は、その名称、住所、電話番号その他利用申込書の記載内容に変更があった場合は、速やかに当社所定の方法により通知するものとします。

4 前項の場合において、契約者は、当社が通知内容を確認するための書類を提出するものとします。但し、当社が別に定める方法により確認する場合はこの限りではありません。

5 当社は、契約者が第3項の通知を怠ったことにより、通知の不到達その他の事由により契約者等が損害を被った場合であっても、一切の責任を負わないものとします。

第16条（個人情報の取扱い）

当社は、本サービスを提供するにあたり取得した個人情報を、当社が別に定める本サービスのプライバシーポリシー、及び当社のプライバシーポリシーに従い取り扱うものとします。

第17条（反社会的勢力の排除）

契約者は、次のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを表明し、保証するものとします。

- (1) 自ら又は自らの役員が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等その他これらに準じる者（以下総称して「暴力団員等」といいます）であること
- (2) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- (3) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- (4) 自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、暴力団員等を利用してしていると認められる関係を有すること
- (5) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- (6) 自らの役員又は自らの経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

2 契約者は、自ら又は第三者を利用して次のいずれにでも該当する行為を行わないことを保証するものとします。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

第18条（損害賠償）

当社が本契約又は本サービスの提供に関して契約者に対して損害賠償責任を負うときであっても、当社が契約者に対して負う責任の範囲は通常生ずべき損害（逸失利益を除きます）に限られるものとし、かつ、その損害賠償金額の累積総額は、本規程に特段の定めのある場合を除き、当社が指定する法人と契約者との間で既に契約した本サービス利用料金の総額を超えないものとします。

第 19 条（非保証等）

当社は、本サービス及び本サービスにおいて利用されるソフトウェア等について、その正確性、合目的性、第三者の権利の非侵害性等を含め、明示又は黙示を問わず一切の保証をするものではありません。

2 当社は、次の各号に定める事項について、契約者及び利用者その他第三者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとします。

- (1) 第 11 条、第 12 条又は第 13 条の規定に基づき本サービスの提供中止、停止又は変更、追加若しくは廃止をした場合
- (2) 本サービス提供に伴うソフトウェア及びデータの損壊・消失等の場合
- (3) 契約者から当社へ提供すべき情報が提供されなかったことに起因して、当社による本サービスの履行が不能となった場合又は遅延した場合
- (4) 契約者又は利用者の指示に基づく本サービスの提供によって、契約者又は利用者その他の第三者に損害が生じた場合
- (5) 前各号の他、当社の故意又は重過失によらずに契約者に損害が発生した場合

第 20 条（権利義務譲渡等の禁止）

契約者は、本契約に基づき生じた契約者の権利若しくは義務を譲渡し、承継させ、貸与し、又は担保に供することはできないものとします。

第 21 条（分離性）

本規程のいずれかの条項が無効とされた場合であっても、本規程の他の条項は継続して完全な効力を有するものとします。

第 22 条（残存効）

本契約が終了した場合においても、本規程第 6 条、第 7 条、第 9 条、第 10 条（未払いがある場合に限る。）、第 15 条乃至第 22 条の規定は、引き続き適用されるものとします。

附則

2023 年 7 月 1 日施行

2024 年 4 月 1 日一部改正（商号及びサービス名の変更）